平成２６年（フ）第９７０号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目20番32号
破産者　遠矢　茂子
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７号
奈良県生駒市東生駒１丁目507番地
破産者　レストラン　シエ・ノワ生駒店こと　桑原文之助
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３７８号
北海道石狩市花川北６条５丁目３番地
破産者　中島　義弘
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８号
茨城県常総市本石下10番地１、開始決定時の住所茨城県常総市本石下4873番地
破産者　倉持　健一
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９１号
茨城県結城市大字結城作117番地２、前住所東京都江戸川区中葛西５丁目23番地19―603号
破産者　三浦　照央
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１７号
茨城県下妻市高道祖4542番地
破産者　塚田　光明
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１８号
神奈川県川崎市川崎区川中島２丁目10―７成陽マンション202、開始決定時の住所茨城県つくばみらい市伊奈東75番地91　イストワールⅡ―201、前々住所茨城県常総市本石下4962番地
破産者　中川　雄太
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２２６号
さいたま市南区松本３丁目17番７―203号
破産者　土屋　勝昭
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７６号
埼玉県久喜市久喜東５丁目５番20号
破産者　齋藤　和彦
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
埼玉県川口市青木３丁目26番21号　田村コーポ202号
破産者　大塚千恵子
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
川崎市中原区下小田中３丁目32番30号アメニティＦＭ　Ｂ―201
破産者　高橋　直子
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６号
富山市西二俣436番地
破産者　川岸　勇人
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２３号
福井県坂井市丸岡町筑後清水第９号38番地
破産者　雄創建築板金こと　吉川　武雄
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
福井市福２丁目1210番地　グリーンパーク21　Ｃ―101
破産者　北山　正一
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
長野県千曲市大字新山1009番地１
破産者　山崎由紀子
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２９号
長野県上田市古里1539番地９　香山荘３号
破産者　高橋　　忍（旧姓高見澤）
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２２７５号
名古屋市緑区桶狭間神明629番地
破産者　戸瀬　康慈
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
京都府京丹後市大宮町口大野1240番地の１、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市弥栄町黒部3056番地
破産者　吉田建具家具店こと　吉田　達也
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１５２号
東京都江東区東雲１丁目９番22―1203号
破産者　西川　一男
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部